

事業者各位



一般社団法人西工業会
大阪西労働基準協会
事業者登録番号
T4700150023560

テールゲートリフター操作者特別教育（学科）のご案内

会員事業場の皆様におかれましては、日常の安全衛生活動の推進に、日々ご尽力いただいていることと存じます。

さて、この度「労働安全衛生規則」の改正に伴い、令和6年2月よりテールゲートリフターを使用して、荷を積み卸す作業をする場合は、**テールゲートリフター操作の特別教育の実施が義務化**されることになりました。（労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第5号の4、安全衛生特別教育規定第7条の4）

当協会では、この特別教育について、下記のとおり**学科のみの教育を開催**しますので、**当該の業務従事者への教育**を、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、**実技につきましては**、各事業場で実際に「テールゲートリフターの操作方法について2時間」の教育を行ってください。

また、**本年度の講習会**につきましては、新型コロナウイルス感染症等の対策のため、会場での『3密』を避け、換気の実施等の措置を講じて実施いたしますので、受講の際は、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 日 程 令和6年4月23日（火）
- 2 時 間 午前9時50分開講 ～ 午後3時20分終了予定
★開講時刻の10分前までに会場にお越しください。
★講習当日、発熱、咳などで体調が思わしくない場合は、速やかに大阪西労働基準協会（TEL06-7652-8221）にご連絡をいただき、無理せずに受講の見合わせをお願いいたします。
- 3 講習会場 堺労働基準協会 研修室（旧大和産業ビル2階）
堺市堺区中安井町3-4-11 電話 072-233-5396
南海高野線「堺東」駅から南へ徒歩12分
★講習会場には、駐車場がありませんので、電車・バス等をご利用ください。
- 4 講習科目 学科講習 1) 関係法令（30分）
2) テールゲートリフターに関する知識（1時間30分）
3) テールゲートリフターによる作業に関する知識（2時間）
- 5 受講料 1名様（税込、テキスト代含む）
会員事業場 8,800円（10%対象 内消費税 800円）
非会員事業場 9,900円（10%対象 内消費税 900円）
★欠席されても受講料は返戻できませんので、他の適任者と交替して受講されるようにしてください（交替される場合は、すぐに大阪西基準協会へご連絡願います。ただし、申込締切日以後の交替や取消はできません。）
- 6 定 員 30名
- 7 申込締切日 令和6年4月8日（月） ★定員になり次第締め切ります。
- 8 申込方法 「申込書」に必要事項をご記入のうえ、西工業会へメール（info@nis.or.jp）
またはFAX（06-6582-2645）で送付してください。

- 9 受講料納入 受講料の納入は申込締切日までに、銀行振込でお願いします。
(関西みらい銀行 堀江支店 普通口座 8504 口座名 大阪西労働基準協会)。
※振込手数料は申込者の負担になります。
- 10 修了証交付 全科目修了者には、事業場あてに「特別教育修了の証」及び個人用の「修了証」を交付します。
- 11 その他 申込締切日以降の取消及び欠席者の払込受講料は、原則として返金できませんので、他の適任者と交替させることをお勧めします。
「受講票」は大阪西労働基準協会より送付いたします。